

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 北芝電機株式会社
法人番号： 3380001000371
住 所： 福島県福島市松川町字天王原9
- 指名停止措置期間： 令和2年9月18日から令和2年10月17日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲： 本院及び北海道・東北・関東・北陸・中国地方測量部管内
- 事実概要：

北芝電機株式会社は、遅くとも平成29年から令和元年5月までの間、請け負った建設工事の一部において、主任技術者を配置すべきところ、資格要件を満たさない技術者を配置した。このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和2年6月23日に建設業許可部局である東北地方整備局長から指示処分を受けた。

- 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である北芝電機株式会社の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1～12 略	略
(建設業法違反行為)	
13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小 島 正 和 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 大 橋 秀 己 電話 029-864-6870 (直通)